

各県立学校長 様

島根県教育委員会教育長

新型コロナウイルス感染症に係る県内一斉臨時休業等について（通知）

4月16日に全ての都道府県を対象に緊急事態宣言が発令され、知事から県民に対し次の2点の要請があり、また県教育委員会に対し、県立学校をできるだけ早く休業するよう依頼があったことを受け、下記のとおり全ての県立学校を一斉臨時休業とすることを決定いたしました。

各学校においては、児童生徒等及び保護者に対しこのことを説明するとともに、下記事項に留意の上、適切に対応いただくようお願いします。

知事から県民に対する要請事項

- ① 生活の維持に必要な場合を除き、みだりに自宅などから外出しないこと。
- ② 大型連休期間中には、都道府県をまたいだ不要不急の移動を自粛すること。

記

1. 臨時休業の期間

臨時休業は4月20日（月）から5月6日（水）までとし、5月7日（木）に学校を再開する。

なお、今後の感染拡大の状況等により変更することもありうる。

※松江市内の県立学校については、4月28日（火）までとしていた臨時休業期間を延長し、5月6日（水）までとする。

2. 臨時休業にあたっての留意事項

- ① 児童生徒等に対しては、臨時休業期間に入る前の4月18日（土）・19日（日）も含め、生活の維持に必要な場合を除き、みだりに自宅などから外出しないよう指導すること。
- ② 都道府県をまたいだ不要不急の移動を自粛するよう指導すること。
- ③ 自宅においても、咳エチケットや手洗い等の感染症対策を行うよう指導すること。
- ④ 4月18日（土）・19日（日）を含め、臨時休業期間中も毎日検温することを指導し、発熱、咳など風邪の症状や倦怠感等がある場合には、必ず学校に連絡するよう徹底すること。
- ⑤ 臨時休業期間に授業を受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、可能な限り、家庭学習を適切に課す等の必要な措置を講じること。
- ⑥ 4月17日（金）から5月6日（水）の期間は、部活動を全面禁止とすること。

3. 臨時休業期間中における児童生徒等の生活指導及び学習指導等について

臨時休業期間中における児童生徒等の生活指導及び学習指導等に当たっては、次の通知等で示した内容のとおり、各学校において適切に対応すること。

- ・令和2年4月10日付け島教指第96号「新型コロナウイルス感染症の感染例が県内で判明した場合の臨時休業期間中における留意事項について（通知）」
- ・令和2年4月10日付け島教指第92号「新型コロナウイルス感染症の感染例が判明したことに伴う臨時休業実施時における学習指導について（通知）」
- ・令和2年4月16日付け島教指第123号「臨時休業実施時における学習指導等のQ&Aについて（送付）」

4. 寄宿舎における対応について

(1) 高等学校

臨時休業期間中は閉寮とすることが原則ではあるが、知事からの要請を踏まえ、県外出身の寄宿舎生の保護者に対しては十分な説明を行った上で、緊急の事由を除く帰省については自粛することなどについて理解を求めること。

これに伴い、帰省をしない寄宿舎生がいる高等学校においては、4月18日（土）・19日（日）及び臨時休業期間中は、休日を含め閉寮することを検討すること。その場合に、寄宿舎の舎監勤務について所属の教職員の分担を改めて確認するとともに、平日の日中における寄宿舎生の生活指導についても適宜対応すること。

臨時休業期間中の寄宿舎での生活については、令和2年4月2日付け島教企第26号「新型コロナウイルス感染症への対応について（通知）」の別添1「県立高等学校寄宿舎における新型コロナウイルス感染症への対応について」で示した「入寮後の生活における対応」のとおり、感染拡大防止のための万全な対策をとること。

(2) 特別支援学校

閉舎とする。

5. 臨時休業期間中の登校日の設定について

原則として設定しないこと。

学校企画課企画人事スタッフ 特別支援教育課指導スタッフ
